



「簡単に稼げる!」



その話、うのみにしないで!

相談事例

SNSで知り合った人から、「もうかる」とアフィリエイト（成果報酬型広告）の副業を勧められ、登録料を支払ったが、仕組みもよく分からないため、解約したい。

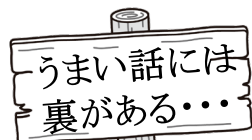
SNSで知り合った人が本当に信用できる相手なのか慎重に判断しましょう。また、「もうかる」、「損をしない」等の言葉をうのみにせず、仕組みや実態が分からなければ契約しないようにしましょう。

相談事例以外にも、FXの自動売買ツール等の情報商材を購入したがもうからないなど、SNSをきっかけとした「副業関連」の相談が増加しています。

トラブル防止のポイント



- ◆取引内容やリスクが十分に理解できなければ契約しない。
- ◆情報商材は契約前に中身を確認することができないので、怪しいと思ったら契約しない。
- ◆高額な契約を勧誘されたり、話が違うと思ったら、きっぱりと契約を断る。
- ◆契約のために、クレジットカードの高額決済や借金をしない。



不安に思ったりトラブルになったら、一人で悩まず、消費生活相談窓口にご相談しましょう。



消費生活課 ニャン吉

消費生活相談は
消費者ホットライン

☎局番なし

いやや
188

(身近な消費生活相談窓口につながります。)

国民生活センター
公式LINE
のご案内はこちら

～令和4年度関東甲信越ブロック高齢者被害防止共同キャンペーン～

高齢者のための消費生活相談

高齢者の消費者被害に関する相談が消費生活センター等に多く寄せられています。トラブルでお困りの方は、ぜひご相談ください！

日程：9月26日（月）・27日（火）・28日（水）



相談受付時間：9:30～17:00

受付電話番号：045-311-0999



※ 聴覚障がいのある方は、相談受付時間内に直接お越しください。

※ 9月27日（火）・28日（水）は、遠隔手話通訳サービスを利用した面接相談もご利用いただけます。（9:30～16:30 16時までにお越しください。）

※ 最新情報は、県ホームページ「高齢者のための消費生活相談」にて、ご確認ください。



高齢者の方からこのような相談が寄せられています！

電話勧誘で海産物セットを購入したが、キャンセルをしたいと思い、業者に電話をしたが、だれも電話に出ない。どうしたらよいか。



不要な着物・帯を買い取るという業者が家に来て、大切な**貴金属も強引に買い取られて**しまった。クーリング・オフはできるか。

突然自宅に来た、近所で工事をしているという業者に「屋根瓦が浮いているので修理が必要」と言われ契約をしたが、高額だと思うので解約したい。

ネットの広告を見て、**特別価格**で美容液を購入したが、商品が再び届き、**定期購入**だと気付いた。業者に解約と返品を申し入れたが、応じてもらえない。**購入条件**は見えていなかった。

困ったときは、一人で悩まず地元市町村の消費生活相談窓口にご相談しましょう



くらし安全防災局くらし安全部消費生活課（かながわ中央消費生活センター）相談第二グループ

消費生活課ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/r7b/index.html>

Facebook（かながわの消費生活） <https://www.facebook.com/kanagawa.shouhi/>

Twitter（かながわ中央消費生活センター） https://twitter.com/kanagawa_shouhi

〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 電話：045-312-1121（代表）／FAX:045-312-3506

